

(1) 災害に強い地域づくり

①高齡化や人口減少等に対応した 新しい地域づくり

■具体的な施策等

- 地域再生制度の見直し
- 犯罪の起きにくいまちづくり
- 「緑の分権改革」による被災地の復興
- 農山漁村における再生可能エネルギーの導入促進
- 被災地域における公共交通の確保・維持
- 先進的な循環型社会の形成促進

地域再生制度の見直し		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣官房・内閣府
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	①高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくり	作成年月
目	(ii)	平成 25 年 4 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「地域再生法の一部を改正する法律案」を閣議決定(平成 24 年2月3日) ○ 「地域再生法の一部を改正する法律」を公布(平成 24 年9月5日)・施行(平成 24 年 11 月1日)(特定地域再生制度を創設) 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体が行う自主的・自立的な取組み(地域再生計画)を支援。 特に、「少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成」、「未利用の又は利用の程度の低い資源を有効に活用した産業の振興」といった全国の地域に共通する重要な政策課題(特定政策課題)の解決に取り組む場合は重点的に支援。 		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体が行う自主的・自立的な取組み(地域再生計画)を支援。 特に、上記の特定政策課題の解決に取り組む場合は重点的に支援。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の自主的・自律的な取組みを尊重する支援の仕組みを維持しつつ、特定政策課題の解決に資する地域の取組みに対して重点的な支援を行うことにより、効果的・効率的に全国的な課題解決が図られる。 		
「平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況」		
<ul style="list-style-type: none"> ・特定地域再生事業費補助金 300 百万円【一般会計】 ・地域再生支援利子補給金 223 百万円【一般会計】 		

犯罪の起きにくいまちづくり		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	警察庁
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	① 高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくり	作成年月
目	(ii) (略) 防犯、(略) 安心・安全等に配慮したまちづくり (略) など、東北の地が新しい地域づくりの具体的なモデルとなるよう、地域主体の取り組みを支援する。(略)	平成 25 年 4 月
これまでの取り組み		
① 犯罪の起きにくいまちづくり等 被災県警察により、防犯ボランティア団体との合同パトロールの実施等、自治体や仮設住宅住民等による防犯ボランティア団体の立上げ及び活動の支援を実施している。		
② 交通安全施設等の復旧 岩手県、宮城県及び福島県(被災3県)の滅灯信号機については、街の復旧の遅れ等により当面復旧させないものを除き、平成 23 年度中に復旧を完了した。		
当面(今年度中)の取り組み		
① 犯罪の起きにくいまちづくり等(当面の取組段階) 引き続き、自治体や仮設住宅住民、復興・復旧事業者による防犯ボランティア団体の立上げ及び活動の支援を実施する。		
② 交通安全施設等の整備等(当面の取組段階) 道路整備やまちづくりに合わせて、信号機のバリアフリー化、信号灯器のLED化等の推進を含む交通安全施設等の整備を推進する。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
① 犯罪の起きにくいまちづくり等(中長期段階) 引き続き、仮設住宅の住民や復興・復旧事業者による防犯ボランティア団体の立上げ及び活動の支援を実施する。		
② 交通安全施設等の整備等(中長期段階) 引き続き、道路整備やまちづくりに合わせて、信号機のバリアフリー化、信号灯器のLED化等の推進を含む交通安全施設等の整備を推進する。		
期待される効果・達成すべき目標		
① 「犯罪の起きにくいまちづくり等」について 被災地における犯罪を抑止し、被災地から避難している住民が安心して帰還できるようにする。		
② 「交通安全施設等の整備等」について 被災地における道路交通環境の安全・安心を確保する。 被災地における交通安全施設等については、今後、道路整備やまちづくりの状況により大きく変化することが見込まれる道路交通環境に応じて整備する必要があるため、現状で数値目標を定めることは困難である。		
平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況		
・ 新たなまちづくりや仮設住宅等の建設に伴い必要となってくる交通安全施設等整備事業に係る経費 92 百万円【平成 25 年度予算(復興特会)】		

「緑の分権改革」による被災地の復興		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	①高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくり	作成年月
目	(ii)	平成 25 年 4 月
これまでの取組み		
被災地の復興に向け、豊富な自然環境や再生可能エネルギー等の地域資源を最大限活用し、域内循環を高めることにより、地域の自給力と創富力を高める取組を被災地で推進するため、平成 23 年度第 3 次補正予算において、東日本大震災により被災した地方公共団体でモデル的な取組の実証調査を実施した。		
当面(今年度中)の取組み		
期待される効果・達成すべき目標		
多くの被災地において、地域が主体となった緑の分権改革の取組が展開されることにより、自立的な地域の再生と被災地の復興につなげる。		
平成 25 年度予算における予算措置状況		

農山漁村における再生可能エネルギーの導入促進						
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所						府省名
章	5 復興施策					農林水産省
節	(1)	(3)	(3)	(3)	(4)	
項	①	③	⑩	⑪	②	作成年月
目	(ii)	(iii)	(ii)	(i)	(i)	平成 25 年 4 月
これまでの取組み						
<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産省ホームページにおいて、再生可能エネルギーの発電の適地選択の参考となる情報等が閲覧できるようにした。 ○ 「農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案」を閣議決定(第180回国会に提出、第181回国会で審議未了・廃案)。 						
当面(今年度中)の取組み						
<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林漁業者等(高齢者や女性を含む)が主導して行う農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー発電事業の取組について、事業構想から運転開始に至るまでに必要となる各種の手続きや取組を総合的に支援。 						
中・長期的(3年程度)取組み						
<ul style="list-style-type: none"> ○ 農山漁村に豊富に存在するバイオマス、水、土地などの資源を再生可能エネルギーの生産に活用し、その利益を地域に還元していくことにより地域活性化を推進。 						
期待される効果・達成すべき目標						
<ul style="list-style-type: none"> ○ エネルギー生産への農山漁村の資源の活用を促進。 						
平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況						
(24年度補正予算) ・地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業 1,000百万円 (25年度予算) ・農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業 165百万円						

被災地域における公共交通の確保・維持		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1) 災害に強い地域づくり (3) 地域経済活動の再生	
項	(1)①高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくり (3)⑨交通・物流、情報通信	作成年月
目	(1)①(ii) (3)⑨(ii)(イ)	平成 25 年 4 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災の被災地域における移動手段をもたない高齢者や子供などの生活交通を支えるため、平成23年度に創設された地域公共交通確保維持改善事業を活用して、被災地域におけるバス交通の確保・維持の取組について輸送量等に係る補助要件の緩和などの特例措置を講じることにより支援しているところ。 ○ 本事業の特例措置による取組みの周知・開始以降、活用見込み地域の増加、補助見込額の増加等が生じたことから、被災地域の幹線バス交通の確保・維持に追加の補助額が必要となったため、平成23年度第3次補正予算において、必要額を計上し、被災3県の7事業者に対して、補助を行ったところ。また、被災地域の市町村における生活交通の確保・維持については、当初予算において29市町村に対して支援を実施したところ。 ○ 平成24年度予算においては、被災地域の生活交通の確保・維持について被災3県の9事業者及び30市町村に対して支援を実施したところ。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、被災地域における生活交通の適切な確保・維持を図る。 ○ また、平成25年度予算においては、被災地域の市町村における生活交通の確保・維持については支援の拡充(一定の要件の下で補助上限額を引き上げ)を実施する予定。 		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地域における復興の進捗、まちづくりに対応した、生活交通の確保・維持について、本事業の特例措置等を活用しつつ支援を行う。 ※特例措置の期間:5年(調査事業については3年) 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地域における県、市町村又は協議会により計画された生活交通バス路線の維持率・・・平成 23 年度～27 年度 : 100% 		
平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況		
<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通確保維持改善事業 2,700 百万円【復興特会】(25年度予算) 		

先進的な循環型社会の形成促進			
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所			府省名
章	5 復興施策		環境省
節	(1)	(3)	
項	①	⑪	作成年月
目	(ii)		平成25年5月
これまでの取組み			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 東北地方において、自治体、事業者等が連携して、使用済小型電気電子機器等からレアメタル等を回収する社会実験を実施。 ○ 東北の地域性を活かし、環境効率的にもビジネスモデルとしても最適な形で循環資源を収集、処理、利用するため、自治体を含む協議会等が行う循環拠点を中心とした資源循環計画の策定を支援。 ○ 自治体、事業者等が連携して、製品プラスチック・食品廃棄物等の収集・リサイクルやびんのリユースに取り組む実証事業を実施し、東北地方における循環型社会の拠点づくりを促進。 			
当面(今年度中)の取組み			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、自治体、事業者等が連携して、使用済小型電気電子機器等からレアメタル等を回収することに資する実証事業を全国で実施。 ○ 地域性を活かし、環境効率的にもビジネスモデルとしても最適な形で循環資源を収集、処理、利用するため、自治体を含む協議会等が行う循環拠点を中心とした資源循環計画の策定を支援。 ○ 自治体、事業者等が連携して、びんのリユースに取り組む実証事業を実施し、循環型社会の拠点づくりを促進。 			
中・長期的(3年程度)取組み			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域性を活かし、環境効率的にもビジネスモデルとしても最適な形で循環資源を収集、処理、利用するため、自治体を含む協議会等が行う循環拠点を中心とした資源循環計画の策定を支援。 ○ 自治体、事業者等が連携して、びんのリユースに取り組む実証事業を実施し、循環型社会の拠点づくりを促進。 			
期待される効果・達成すべき目標			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 小型電気電子機器のリサイクル等を通じ、廃棄物や循環資源などの静脈側の地域資源を最大限に活用することにより、最先端の静脈ビジネス拠点を創出する。 			
平成25年度予算における予算措置状況			

- ・レアメタル等を含む小型電子機器等リサイクル推進事業 950 百万円の内数
【24 年度補正予算 497 百万円、25 年度予算 453 百万円】
- ・循環型社会形成推進事務費(うち 19 百万円)
- ・使用済み製品等のリユースビジネス推進事業 36 百万円の内数